

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-9	工事の下請負	1	受注者は、下請負人については県内業者（県内に主たる営業所を有する者）を使用するものとする。 ただし、当該発注工事場所を管轄する県土整備事務所（局）長と前年度の冬期の除雪業務に関して契約を締結した準県内業者については、県内業者と見なすことができるものとする。 なお、適切に施工できる県内業者がない特殊な工事やむを得ず県外業者と下請負契約する場合は、その理由の詳細を書面（様式－1）で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。 注）準県内業者を県内業者と見なす場合には、前年度の冬期の除雪業務に関する契約書の写しを添付すること。
1	1	1	1-1-1-12	調査・試験に対する協力	7	「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づく低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事については、受注者は「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第16条に基づき、次の事項を義務付けることとする。 (1)受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき、下請負人の協力を得て必要書類の作成を行い、竣工後の発注者の指定する期日（概ね2ヶ月以内）までに発注者に提出しなければならない。 なお、調査票等については、次の島根県ホームページ (https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.html)からダウンロードすること。 (2)受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき提出された資料内容について、発注者からヒアリングを求められた場合、ヒアリング調査に応じなければならない。この場合において、受注者は下請負人についてもヒアリングに参加させるものとする。 (3)受注者は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）」及び「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領（案）」の定めるところにより、コンクリート構造物の強度測定及びかぶり測定を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。 (4)受注者は、請負契約約款第45条に規定する瑕疵担保期間中、「低入札価格工事に係る瑕疵担保期間中の現場調査及び報告要領」の定めるところにより、年1回現場調査を行い、発注者に報告を行わなければならない。
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	4,5,6,7	受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず、請負金額100万円以上の場合には、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」（（一財）日本建設情報総合センター）に、当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムにより「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、工事完了後速やかに、同システムにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し監督職員に提出すること。 なお、同システムを使用し難い場合には、監督職員と協議すること。
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	追-1	島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税（島根県産業廃棄物減量税）が課税されるので適正に処理しなければならない。
					追-2	1. 舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。 なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出し処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。 2. 舗装版切断時に発生する排水または粉塵を回収する場合、「建設廃棄物処理計画書」（様式－2）を作成し、施工計画書に添付しなければならない。 なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。

←追加

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																	
6	1	7	6-1-7-2	吸出し防止材料	追加	<p>河川護岸施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸吸出し防止シート評価書」(国土交通大臣許可)を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。 なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」を有し、下記の基準を満足したシートについては使用できるものとする。 さらに、島根県グリーン調達推進方針に基づき、再生材料を用いた吸出し防止材を基本とする。ポリエステル繊維を使用した製品については、再生ポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されているものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 開孔径(ジオテキスタイル95%開孔径)</td> <td>0.2mm以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 透水性(ジオテキスタイル透水性)</td> <td>0.01(L/S)以上</td> <td>JIS L3204準拠</td> </tr> <tr> <td>3) 厚さ</td> <td>9.8mm以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 引張強度</td> <td>10kN/m以上</td> <td>縦・横方向共</td> </tr> <tr> <td>5) 化学的安定性(強度保持率)</td> <td>70%以上 130%以下</td> <td>JIS K7114準拠 (ph5~9)</td> </tr> <tr> <td>6) 耐候性(強度保持率)</td> <td>70%以上 130%以下</td> <td>JIS A1410準拠 JIS A1415準拠</td> </tr> <tr> <td>7) 密度</td> <td>0.12g/cm³以上</td> <td>試験方法 JIS L3204</td> </tr> <tr> <td>8) 圧縮率</td> <td>12%以下</td> <td>試験方法 JIS L3204</td> </tr> <tr> <td>9) 伸び率</td> <td>50%以上</td> <td>試験方法 JIS L3204</td> </tr> <tr> <td>10) 耐薬品性(不溶分)</td> <td>90%以上</td> <td>試験方法 JIS L3204</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	備考	1) 開孔径(ジオテキスタイル95%開孔径)	0.2mm以下		2) 透水性(ジオテキスタイル透水性)	0.01(L/S)以上	JIS L3204準拠	3) 厚さ	9.8mm以上		4) 引張強度	10kN/m以上	縦・横方向共	5) 化学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K7114準拠 (ph5~9)	6) 耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410準拠 JIS A1415準拠	7) 密度	0.12g/cm ³ 以上	試験方法 JIS L3204	8) 圧縮率	12%以下	試験方法 JIS L3204	9) 伸び率	50%以上	試験方法 JIS L3204	10) 耐薬品性(不溶分)	90%以上	試験方法 JIS L3204
項目	基準	備考																																					
1) 開孔径(ジオテキスタイル95%開孔径)	0.2mm以下																																						
2) 透水性(ジオテキスタイル透水性)	0.01(L/S)以上	JIS L3204準拠																																					
3) 厚さ	9.8mm以上																																						
4) 引張強度	10kN/m以上	縦・横方向共																																					
5) 化学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K7114準拠 (ph5~9)																																					
6) 耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410準拠 JIS A1415準拠																																					
7) 密度	0.12g/cm ³ 以上	試験方法 JIS L3204																																					
8) 圧縮率	12%以下	試験方法 JIS L3204																																					
9) 伸び率	50%以上	試験方法 JIS L3204																																					
10) 耐薬品性(不溶分)	90%以上	試験方法 JIS L3204																																					
6	1		追加	吸出し防止材	追-1	河川護岸用吸出し防止シートの施工について、設計図書の規定及び河川災害復旧護岸工法技術指針(案)「平成13年5月」によるものとする。																																	
					追-2	<p>吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫合させなくてもよいものとする。重ね合わせは、流水によるめくれを考慮し、河川の上流側のシートを上にする。</p>																																	
					追-3	<p>吸出し防止シートに関する写真管理については、下表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> <th>提出頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸出し防止シート</td> <td>重ね合わせ寸法</td> <td>200m又は1 施工箇所にて1回〔施工後〕</td> <td>代表箇所各1枚</td> </tr> </tbody> </table>	工種	写真管理項目			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	吸出し防止シート	重ね合わせ寸法	200m又は1 施工箇所にて1回〔施工後〕	代表箇所各1枚																						
工種	写真管理項目																																						
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度																																				
吸出し防止シート	重ね合わせ寸法	200m又は1 施工箇所にて1回〔施工後〕	代表箇所各1枚																																				